

岩手県告示第 459 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 26 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成 20 年 6 月 13 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 解除予定保安林の所在場所 陸前高田市広田町字袖野 10 の 27
- 2 保安林として指定された目的 魚つき
- 3 解除の理由 指定理由の消滅